

国の構造改革特区を活用した「児童発達支援センター」の設置について

(平成 31 年度予算額 129,065 千円)

1 障害児支援の現状と課題

(1) 地域療育相談室ハビット

障害児、発達障害児の増加や療育の普及に伴い、地域療育相談室ハビットの相談件数が年々増加しており、専門相談の対応などに影響が出ている。

(2) こども発達支援室ウィズ

発達の遅れなどにより幼稚園の入園が難しく、毎日型の児童発達支援を希望する児童が増えており、こども発達支援室ウィズの定員を拡大する必要がある。

(3) 保育施設等の増加

保育園等の施設の増加により、巡回相談ニーズが高まっている。また、私立幼稚園特別支援教育事業費補助金、就学支援シート等、作成する報告書も増えている。

(4) 児童発達支援センターの設置

国の指針では、平成 32 (2020) 年度末までに「児童発達支援センター」の設置が努力義務とされている。

2 特区申請の経緯等

みどりのこども館（こども発達支援室ウィズ、地域療育相談室ハビット）は、児童発達支援センターとしての機能を有しているが、調理室など設備的な基準が満たされていない。このため、国の構造改革特別区域計画（特区制度）を活用し、給食の外部搬入を実施することで、調理スペースの最小化と相談室等の拡充、職員体制の強化を図り、みどりのこども館全体の療育の質の向上と相談支援の充実につなげていく。(平成 30 年 12 月 20 日、内閣府より特区認定)

3 今後の予定

- ・平成 31 (2019) 年 4 月
こども発達支援室ウィズの定員を 10 名から 20 名に増員
- ・平成 31 (2019) 年 5 月
施設改修工事（調理室、相談室）
- ・平成 32 (2020) 年 4 月
児童発達支援センター開設